

流山市介護保険事務に関する作業業務委託

公募型プロポーザル選定基準

令和6年10月

流山市健康福祉部介護支援課

1 目 的

この基準は、介護保険事務に関する作業業務委託に係る公募型プロポーザルにおいて、提案事業者のうちから最も優秀な者を選定するため、必要な事項を定めるものです。

2 選定方法

- (1) 応募者の提出した企画提案書及びプレゼンテーションを基に、流山市介護保険事務に関する作業業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という）が審査を行います。
- (2) 応募者が1者の場合でも審査を行い、選定委員会の評価点の合計が総評価点の60%以上かつ、見積金額が委託料の限度額以下の提案であれば、優先交渉権者として決定します。
- (3) 最高得点者が複数となった場合には、提案内容の評価点の合計がより高い者を優先交渉権者として決定します。

提案内容の評価点の合計も同点である場合は、委員長が優先交渉権者を選定します。

3 最低基準点

総評価点120点（提案内容評価90点＋提案額評価20点＋財務内容評価10点）の60%を最低基準点とします。

4 選定基準

次ページ以降の基準に基づき評価します。

なお、②の財務内容評価については過去2年分の財務諸表、③の提案額評価については見積額を基に評価します。

① 提案内容評価

大項目	中項目	小項目	評価基準	配点
業務受託能力	受託業務に対する 資格・姿勢等	(1) 提案者の 経営理念等	・ 事業者の基本理念、経営理念、法令遵守、運営の透明性等は受託予定事業者として相応しいものか	10
		(2) 業務に対する 理解度及び 意欲等	・ 介護保険制度、要介護認定制度について正しい理解を持ち、公平・公正な業務を実施するために、熱意と意欲及び責任感をもって受託業務を遂行できると評価できるか	10
		(3) 類似業務の 実績	・ 他の自治体等における同様な受託業務の実績は十分であるか	10
	受託業務の 遂行能力等	(1) 人員の 適正な配置	・ 受託業務開始後において、当該業務に従事する職員を常に適切に配置できるか ・ 欠員が生じた場合において、業務に支障をきたさない体制が確立されているか ・ 受託業務の管理・監督を行う責任者の能力は十分であるか	10
		(2) 従業員の 人材育成	・ 受託業務に従事する職員の人材育成（特に業務遂行能力の向上）について十分に取り組んでいるか ・ 業務経験がない又は業務経験が浅い従業員に対して、適切な研修体制がとられているか	10

業務受託能力	受託業務の 遂行能力等	(3) 業務に関する 見通し及び 対応能力	・受託業務量の変動に応じ、 かつ、あらかじめ決められ た時間内、期限までに業務 を完了できるように、的確 な見通しと柔軟性を持っ て、対応できる能力がある か	10
		(4) 個人情報保護	・個人情報保護のための適切 な措置がとられているか ・特に特定個人情報の取扱い にあたり従業員教育を適 切に行っているか ・個人情報保護法や番号法な ど関係法令について職員 教育が適切に実施されて いるか	10
		(5) 問題解決能力	・受託業務開始後において、当該業務に従事する 従業者に係る業務遂行 上の疑義や問題等が発 生した場合に、受託事業 者として迅速かつ適切 に対応することができる か	10
その他	その他	(1) 創意工夫及び プレゼンテー ション	・効率的に業務を行うにあ たり具体的な方策等が 提案されているか ・自社の強みやアピールと なる独自の提案がされ ているか ・明瞭かつ簡潔にプレゼン テーションが実施され ているか	10
計				90

② 財務内容評価

経営状況	提案者の経営状況が良好であるかについて、財務面での安全性等を財務諸表から評価する	10
------	--	----

③ 提案額評価

業務実施費用	見積金額を元に一定の基準にて評価を行う。	20
--------	----------------------	----

④ 評価合計

①+②+③	120
-------	-----